

「日本の種子（たね）を守る会」会則

制定 2017年7月3日

(名称)

第1条 本会は「日本の種子（たね）を守る会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、日本の種子を守る活動の展開および支援、並びにその目的達成に必要な活動を行う。

(会員)

第3条 本会の趣旨・目的に賛同する者を会員（正会員・賛助会員）とし、会員から会費を徴収する。会費は個人会費（一口2,000円/年）、法人会費（一口20,000円/年）とする。

(会計年度)

第4条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(役員)

第5条 本会に、会長1名、副会長2名、幹事（うち幹事長1名、常任幹事20名以内）、顧問、および監査2名を置く。役員任期は1年とする。

(会員総会)

第6条 本会は、原則として会員総会を年1回開催し、以下の事項について審議・決定する。

- (1) 会長、副会長、幹事長、および監査の選任
- (2) 事業計画・事業報告および予算・決算の承認
- (3) 会則の改廃など

(役員会)

第7条 必要に応じて役員会・幹事会・常任幹事会を開催する。

(事務局)

第8条 事務局を 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-3-10 ライオンズマンション平河町205 に置く。

(会の設立および会則の施行)

第9条 本会は、2017年7月3日に設立し、同日からこの会則を施行する。

以上